

平成27年5月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成27年5月27日（水）9時から
会 場：臼杵庁舎 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- | | |
|--------|---|
| 第26号議案 | 臼杵市文化財保護条例の一部改正について |
| 第27号議案 | 平成27年度補正予算（6月定例市議会）について |
| 第28号議案 | 臼杵市社会教育委員の委嘱について |
| 第29号議案 | 臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 第30号議案 | 臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について |
| 第31号議案 | 臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱第2条に基づく通学校の変更の許可について |

4 学力向上について

5 教育予算等について

7 閉 会

連絡事項

- (1) 二孝女関連の資料について
- (2) 平成27年6月定例教育委員会の開催について
平成27年6月 日（ ） 時から

平成27年5月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成 27 年 5 月定例教育委員会付議議案 目次

第 26 号議案	臼杵市文化財保護条例の一部改正について……………1
第 27 号議案	平成 27 年度補正予算（6 月定例市議会）について……………2
第 28 号議案	臼杵市社会教育委員の委嘱について……………3
第 29 号議案	臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について……………5
第 30 号議案	臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の 一部改正について……………7
第 31 号議案	臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱第 2 条に基 づく通学校の変更の許可について……………11

第 26 号議案

臼杵市文化財保護条例の一部改正について

臼杵市文化財保護条例の一部を改正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定に基づき議決を求める。

平成 27 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市文化財保護条例の一部改正について

臼杵市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

臼杵市文化財保護条例の一部を改正する条例

臼杵市文化財保護条例（平成 17 年臼杵市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 98 条第 2 項」を「第 182 条第 2 項」に改める。

第 61 条第 1 項中「法第 105 条第 1 項」を「法第 190 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

文化財保護法の一部改正による所要の改正を行う必要があるので提出する。

第 27 号議案

平成 27 年度補正予算（6 月定例市議会）について

平成 27 年度予算を補正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定に基づき議決を求める。

平成 27 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

記

平成 27 年度補正予算（6 月定例市議会）について

平成 27 年度補正予算（6 月定例市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

理 由

教育委員会事務局における平成 27 年度補正予算を提出するため。

第 28 号議案

臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 13 号の規定に基づき議決を求める。

平成 27 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条及び杵市社会教育委員条例（平成 17 年条例第 201 号）第 3 条に基づき、下記の者に臼杵市社会教育委員を委嘱する。

記

氏 名	性別	年齢	所属	専門分野
原 陽子	女	44	読み聞かせボランティア	家庭教育関係
野上 亜津子	女	50	臼杵市PTA連合会	家庭教育関係
油布 信生	男	63	臼杵市子ども会育成会連絡協議会	社会教育関係
佐藤 繁子	女	67	臼杵市ボランティア連絡協議会	社会教育関係
小高 恵美子	女	64	臼杵市女性団体連絡会	社会教育関係
大塚 喜美子	女	64	野津町連合婦人会	社会教育関係
亀井 美和子	女	66	吉四六の里文化推進協議会	社会教育関係
大塚 幸巳	男	77	地域振興協議会・高齢者教育団体	社会教育関係
藤澤 勝美	男	73	退職校長会	識見者（歴史文化）
木原 七郎	男	67	放課後児童クラブ・児童民生委員・放課後子ども教室	識見者（家庭教育）
山村 雅洋	男	64	人権同和教育指導員	識見者（人権同和教育）
桑原 幸八郎	男	55	校長会代表（小学校）	学校教育関係
安東 雅幸	男	56	校長会代表（中学校）	学校教育関係

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

理 由

臼杵市社会教育委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

第 29 号議案

臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 13 号の規定に基づき議決を求める。

平成 27 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条及び臼杵市公民館条例（平成 17 年条例第 202 号）第 8 条の規定に基づき、下記の者に臼杵市公民館運営審議会委員を委嘱する。

記

氏 名	性別	年齢	所属	専門分野
クギミヤ ケイコ 釘宮 啓子	女	65	公民館教室講師代表	社会教育関係
アンドウ カツユキ 安藤 克之	男	73	公民館教室講師代表	社会教育関係
ナカヤマ ショウジ 中山 正二	男	76	公民館教室生代表	社会教育関係
カメイ ユクコ 亀井 征子	女	70	公民館教室講師代表	社会教育関係
サウ タツ夫 佐藤 達夫	男	66	公民館教室生代表	社会教育関係
ナガノ ユミエ 長野 由美恵	女	55	公民館教室生代表	社会教育関係
ドウ マサヨシ 工藤 正義	男	75	元教職員	学識経験者
イワモト ハルコ 岩本 晴子	女	72	高齢者教育リーダー 代表	社会教育関係
エンドウ 孝徳 遠藤 孝徳	男	66	元公民館職員	学識経験者
ヒロセ ハルコ 廣瀬 晴子	女	77	文化連盟代表	社会教育関係
ヒロセ ヨシコ 広瀬 芳子	女	59	吉四六の里文化推進 協議会	社会教育関係
モリオ シンジ 森尾 眞二	男	64	田野地区公民館代表	社会教育関係
ゴウ アツコ 後藤 敦子	女	61	元幼稚園教諭	家庭教育
ヒメシマ リョウジ 姫嶋 隆二	男	66	南野津地区公民館代 表	社会教育関係
シガ ヨシノリ 志賀 義記	男	64	戸上地区地域振興協 議会代表	社会教育関係

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

理 由

臼杵市公民館運営審議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

第 30 号議案

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（告示第 96 号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 27 年 5 月 27 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 17 年臼杵市教育委員会告示第 96 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助対象 経費	補助限度額		
		1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児
		（第 1 子）	（第 2 子）	（第 3 子以降）

①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の	年額 308,000円	年額 308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	合計額	年額 272,000円	年額 290,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 115,200円	年額 211,000円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円
⑥	上記区分以外の世帯		—	年額 154,000円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

別表第2（第3条関係）

区分		補助対象 経費	補助限度額	
			小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生～3年生に兄・姉を2人以上有している園児
			(第2子)	(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯		年額 290,000円	
③	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 211,000円	
⑤	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯		年額 185,000円	
⑥	上記区分以外の世帯		年額 154,000円	
(注)				
1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。				

2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×（保育料の支払月数＋3）÷15（100円未満を四捨五入）

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

理 由

平成27年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等の改正があったので、補助限度額及び区分を改正する。

第 3 1 号議案

臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱第 2 条に 基づく通学校の変更の許可について

臼杵市立学校通学区域設定規則の特例に関する要綱第 2 条に基づき通学校の変更許可を許可するにあたり、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 16 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 7 年 5 月 2 7 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

理由

臼杵市内に住所を有する生徒の保護者が、通学区域外の臼杵市が設置する中学校に就学を希望したため。

平成 2 7 年 5 月

【定例教育委員会資料編】

平成 27 年 5 月定例教育委員会資料編 目次

第 27 号議案	平成 27 年度補正予算（6 月定例市議会）について……………1
第 26 号議案	臼杵市文化財保護条例の一部改正について……………2
第 30 号議案	臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の 一部改正について……………3
学力向上について……………8	

第27号議案

平成27年度 6月補正予算要求事項説明資料

一般 会計

教育委員会事務局

歳 入

(単位:千円)

No.	課名	費目				事項	予算額	説明	
		款	項	目	節				
1	学校教育課	15	2	8	2	ふるさとの魅力発見・継承推進事業費補助金	150	ふるさとの魅力を発見・実感し、郷土の歴史や先哲に対する興味・関心を喚起するため、市町村の枠を超えた「ふるさと大分県」を意識した広域なバス巡見を行い、文化財や歴史を関連づけて学ぶために必要なバスの借り上げ費用の補助	追加
2	学校教育課	15	3	7	1	防災教育モデル実践事業委託金	717	臼杵地域における各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及や災害ボランティア体験活動の実践・支援、並びに学校防災アドバイザーの派遣・活用に係る費用の委託金	追加

歳 出

(単位:千円)

No.	課名	費目				事項	予算額	財源内訳				説明	
		款	項	目	節			国県支出金	地方債	その他特財	一般財源		
1	学校教育課	10	1	3		防災教育モデル実践事業	859	717			142	謝礼金67、費用弁償512、普通旅費101、消耗品費80、食糧費7、通信運搬費3、車借上料89	追加
2	学校教育課	10	2	2	14	バス借り上げ料	300	150			150	ふるさとの魅力発見・継承推進事業に対するバス借り上げ料	追加
3	学校教育課	10	2	2	9・14	常陸太田市 山田小学校と川登小学校の交流事業	1,663				1,663	参加者:川登小校長及び担任教諭、川登小6年生8人、教育長、指導主事1人 費用弁償1,038、普通旅費207、車借上料418	追加

臼杵市文化財保護条例（平成17年臼杵市条例第208号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。) 第98条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び大分県文化財保護条例(昭和30年大分県条例第12号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で臼杵市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。 （設置） 第61条 法第105条第1項の規定に基づき、教育委員会に臼杵市文化財調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。	（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。) 第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び大分県文化財保護条例(昭和30年大分県条例第12号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で臼杵市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。 （設置） 第61条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に臼杵市文化財調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成17年臼杵市告示第96号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
区分		補助対象経費	補助限度額			区分		補助対象経費	補助限度額		
			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児				1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児
			(第1子)	(第2子)	(第3子以降)				(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
①	生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料、保育料	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	①	生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	入園料、保育料	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	の合計額	年額 199,200円	年額 253,000円	円	②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	の合計額	年額 272,000円	年額 290,000円	円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯					③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円に16歳未満の扶養家族の数×		年額 115,200円	年額 211,000円		④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	

	21,300円及び16歳以上19歳未満の扶養家族の数×11,100円の合計を加えた額以下の世帯		
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、171,600円に16歳未満の扶養家族の数×19,800円及び16歳以上19歳未満の扶養家族の数×7,200円の合計を加えた額以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円
⑥	上記区分以外の世帯	—	—
(注) 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)			

⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円
⑥	上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円
(注) 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)			

入)
3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

別表第2（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校1年生から3年生の兄・姉を1人以上有しており、就園している場合の最年長者	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人以上有しており、同一世帯かしている場合の最ら2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生～3年生に兄・姉を2人以上有している園児
		(第2子)	(第3子以降)
① 生活保護法の規定による入園料、年額 保護を受けている世帯 保育料		308,000円	308,000円
② 当該年度に納付すべき市の合計年額 町村民税が非課税となる額 世帯		253,000円	

入)
3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

別表第2（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校1年生から3年生の兄・姉を1人以上有しており、就園している場合の最年長者	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人以上有しており、同一世帯かしている場合の最ら2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生～3年生に兄・姉を2人以上有している園児
		(第2子)	(第3子以降)
① 生活保護法の規定による入園料、年額 保護を受けている世帯 保育料		308,000円	308,000円
② 当該年度に納付すべき市の合計年額 町村民税が非課税となる額 世帯		290,000円	

③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円に16歳未満の扶養家族の数×21,300円及び16歳以上19歳未満の扶養家族の数×11,100円の合計を加えた額以下の世帯	年額 185,000円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が171,600円に16歳未満の扶養家族の数×19,800円及び16歳以上19歳未満の扶養家族の数×7,200円の合計を加えた額以下の世帯	年額 185,000円
⑥	上記区分以外の世帯	年額 154,000円
(注)		

③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 211,000円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯	年額 185,000円
⑥	上記区分以外の世帯	年額 154,000円
(注)		

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主
催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補
助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払月数＋3）÷15（100円未満を四捨五
入）
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る
場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼
稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用い
て、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主
催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補
助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払月数＋3）÷15（100円未満を四捨五
入）
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る
場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼
稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用い
て、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

臼杵市中学校授業力向上プロジェクト2015

～国語・数学・英語を中心にPDCAサイクルづくり～

1、目的

臼杵市の子どもたちの学力向上にむけ、「わかった」「できた」の声が聞こえる授業をおこなうため、教師の授業力向上を組織的にすすめる。

表現力のある生徒の育成のための言語活動のあり方、低学力層のユニバーサルデザイン授業、整合性のある課題とまとめの位置付いた板書、習熟に応じた指導法など生徒の学力向上をめざし、組織的な授業改善に取り組む。

2、具体的内容

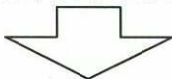
(1) 授業視察 P

教科	日程	授業者	備考
中学国語	10月	別府市立朝日中学校 学力向上支援教員 北村愛子教諭	中学国語科教員全員参加
中学数学	6月23日(火)	竹田市南部中学校 指導教諭 後藤哲司指導教諭	中学数学科教員全員参加
中学英語	6月、11月、1月	野津中学校 習熟度別指導推進教員 中島陽子教諭	中学英語科教員全員参加

※視察後、視察で学んだことを活かして、各自「授業改善テーマ」と「低学力層への手立て」を設定し、日常の授業に反映させる

(2) 「臼杵市算数・数学授業モデル」策定 P

- ①問題解決型の「臼杵市算数・数学授業モデル」(1ペーパー)を策定し
発信する。 「つかむ」→「考える」→「深める」→「まとめる」
習熟度別指導推進教員荒木恵津子教諭(西中)と
学力向上支援教員板井悟教諭(市浜小) の公開授業において発信



D

- ②全中学校に2学期中、指導主事が数学の授業観察指導を行うC
日常の授業の困りを把握し、対応、改善策を実行するA

(受信) → (発信)

- ③平成27年度末に、改定版を発行する

(3) のり入れ授業（実践・観察） C

中学校の教員の専門性、小学校教員のていねいさなど授業改善に活かす。
小中一体教育と連動させる。

① 中学校教員の小学校への のり入れ授業実践

荒木教諭（西中から市浜小へ）が算数

中島教諭（野津中から野津中ブロックへ）が外国語活動

金子教諭（北中から北中ブロックへ）が理科 のり入れ授業

② 小学校教員の中学校への のり入れ授業観察

板井教諭（市浜小から西中へ）が数学

釘宮教諭（臼杵小から東中へ）が国語 授業観察

(4) 臼教研教科部会の活性化 D

授業研究を中心に据えた充実した取り組みに向け、授業改善策など指導主事、学力向上支援教員、習熟度別推進教員等の助言、情報発信をおこなう。

(5) 臼杵市基礎・基本テストの活用～「分析による弱点对策」 A

1月の臼杵市基礎・基本テストの分析をおこない、弱点領域を次の学年になる4月までに、計画的に対策を講じる。

特に低学力層に対する手立てをユニバーサルデザイン授業の視点で、組織的に取り組む。

3、取組指標と検証指標

【取組指標】

- ・PDCAサイクルを意識した「授業改善テーマ」と「低学力層への手立て」を設定して、日常授業の取組を実施し、ふりかえりを行いながら授業の困りを相談しあえる教科部会
- ・整合性のある課題とまとめの位置付いた板書 100%

【検証指標】

平成28年度大分県学力定着状況調査（中学2年）

偏差値50以上

平成28年度全国学力テスト（中学3年）

偏差値50以上

平成28年1月 臼杵市基礎・基本テスト（中学1、2年）

偏差値50以上

臼杵市中学校授業力向上プロジェクト2015

～国語、数学、英語を中心にPDCAサイクルづくり～

【授業視察】P

優れた授業をモデルとし各部会で全員視察(国数英)する。
国語⇒別府市に視察(10月) 数学⇒竹田市に視察(6月)
英語⇒野津中に3回視察(6月11月1月)

授業改善テーマと低学力層への手立てを設定

【授業モデルの策定】P

算数・数学を中心に小中連動させて「臼杵市算数数学授業モデル」を策定。

【指導主事の要請訪問の活用】校内研修において他教科・領域においても指導・助言を行う

D各部会、学校、個人で
実践

【臼教研教科部会の活性化】D

提案授業実施⇒部会での還流

【のい入れ授業】C

荒木教諭(西中)⇒市浜小へ算数の授業
中島教諭(野津)⇒野津3小学校へ外国語活動
金子教諭(北中)⇒北ブロックへ理科の授業
小学校から中学校へ授業観察
小中一体教育と連動させて

【臼杵市基礎基本テストの活用】A

分析を行い次の学年までに弱点对策(特に低学力層)

【授業観察指導】C

互見授業の取組を積極的に行い、日常の授業にいかす。(指導主事訪問あり)

何をどのように取り入れたのか

どのような成果と課題を得たのか
(子どもの姿をもとに)